

八潮市立学童保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正 する規則(案)の概要

1 規則制定の背景

本市では、放課後児童健全育成事業（学童保育所）を、公設公営、公設民営（指定管理制度）、民設民営の形態により実施していますが、待機児童の解消を目的として令和8年度から、公設公営学童保育所において、利用定員の増加を図ります。

これに伴い、利用定員について改正する必要があることから、「八潮市立学童保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）」を制定しようとするものです。

2 規則(案)の要旨

規則で定める主な事項については、次のとおりです。

(1) 学童保育所利用定員の増加

- ① 八潮市立はちじょう学童保育所
利用定員を30人から60人に改める。
- ② 八潮市立だいら学童保育所
利用定員を60人から90人に改める

3 施行期日(予定)

令和8年4月1日